厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第153回）・ こども家庭審議会障害児支援部会（第17回）	
R7.12.8	資料２

地域差の是正・指定の在り方に係る対応について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

地域差の是正・指定の在り方に係る現状の課題と対応の方向性

1　現状と課題

○　近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。

○　この地域差を緩和するためには、高齢化・人口減少が進み、大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といった地域ごとに状況が異なる中で、それぞれの状況に応じて必要なサービスが提供される体制を整備する必要があるが、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追い付いていない地域においてサービス提供体制の整備を図るためにも、まずは、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある。

○　その対応策としては、現行制度を前提とすると、以下の仕組みを活用することが考えられる。

- 市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める障害福祉サービス等の「必要な量の見込み」の算定
- 計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制）
- 市町村が計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう意見を申し出て、都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組み（いわゆる意見申出制度）

○　障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれている制度であることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われるような方策が必要である。

2　対応の方向性（案）

以下の対応を総合的に実施することとしてはどうか。

⑴　地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策
⑵　地域のニーズに沿ったサービス提供体制確保のための指定の在り方
⑶　サービスの質の確保のための方策

地域差の是正・指定の在り方に係る対応案の大枠

⑴　地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

○　既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、**次の要件を満たす市町村（※１）における対象サービス（※２）に関し、国から、以下の内容を要請する。**

①　障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。）

②　いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能。）

※１　要件１：中山間地域や人口減少地域でないこと。
　　要件２：人口に占めるサービス利用者割合が、要件１を満たす市町村の上位２５％の市町村　（市町村は特別区を含む。以下同じ。）

※２　対象サービス：総量規制の対象サービス
（現行の該当：生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。）

⑵　指定の在り方（総量規制・意見申出制度）

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

①　意見申出制度の更なる活用促進【指針等】
- 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

②　共同生活援助の扱い【省令・通知等】
- 共同生活援助（グループホーム）を総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合は総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※　サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

⑶　サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

①　指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン
- 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法等を提示。

②　共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等
- グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
- グループホームの管理者の資格要件等を検討。

③　運営指導・監査の強化
- 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る

④　障害児支援における質の確保
- 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(Ｒ９年度以降)

地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策（イメージ）

○　既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、右の内容を要請する。

（※１）対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）

要件１：中山間地域や人口減少地域でない こと。

要件２：人口に占めるサービス利用者割合（年齢調整しないもの）が、要件１を満たす市町村の上位２５％の市町村

【要件１】全部過疎市町村を除いたグラフ（⇒1,028市町村）

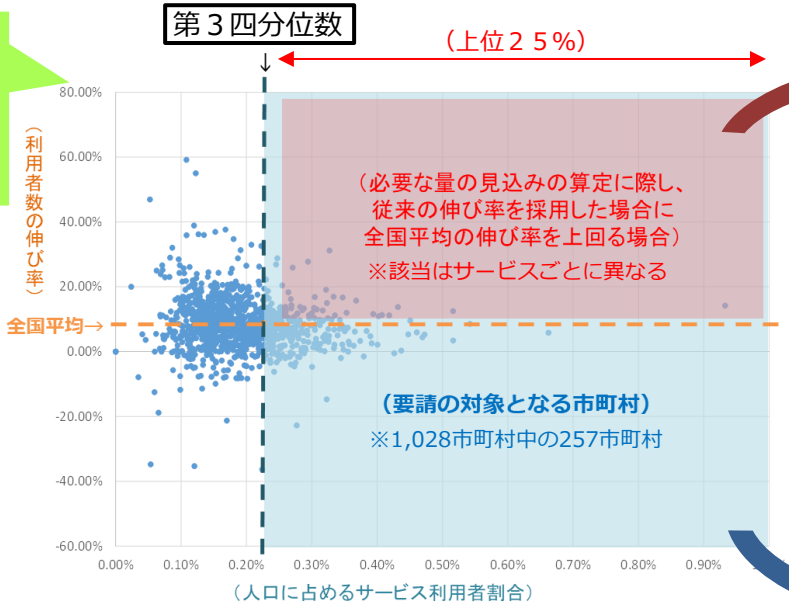

（※２）対象サービス

総量規制の対象サービス

（現行の該当：生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

国から要請する事項

①　障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。）

（イメージ）

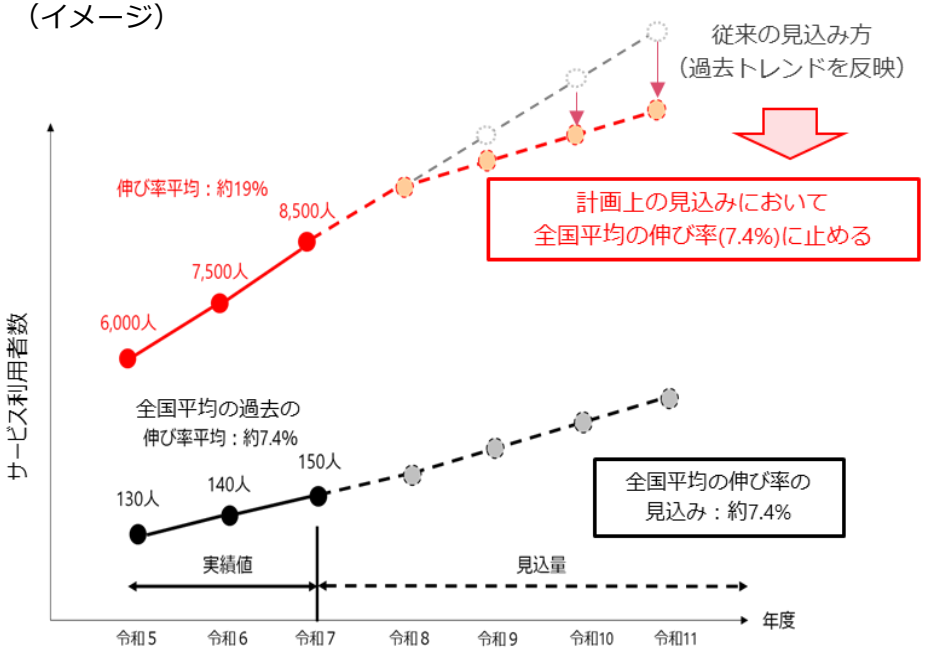

②　いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能）

（参考）総量規制の例外的な取扱：個別ニーズへの配慮に関する自治体の好事例

- 総量規制の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズを丁寧に勘案し、総量規制の例外とするなどの運用方法を実施している事例がある。

障害福祉計画に個別ニーズに係るサービスの見込み量を設定している例

【A市】

サービス名	R６	R７	R８
生活介護	‥人	‥人	‥人
うち障害支援区分５または６の人	‥人	‥人	‥人
うち医療的ケアの必要な人	‥人	‥人	‥人

【B市】

サービス名	R６	R７	R８
生活介護	‥人	‥人	‥人
うち重度障害者※	‥人	‥人	‥人

※重度障害者：障害支援区分４以上

【C市】

サービス名	R６	R７	R８
生活介護	‥人	‥人	‥人
うち強度行動	‥人	‥人	‥人
うち医療的ケア	‥人	‥人	‥人

見込み量を超過する場合でも、一定のケースでは総量規制を発動しないこととしている例

【D市】

- **強度行動障害者／重症心身障害者／医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所／児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**は、総量規制の例外としている。
- 例外的な取扱いの適用により指定を受けようとする事業者は、事前に「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を担当課に提出する必要があり、当該担当課の承認により指定申請書が受理される。

【E市】

- 利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、**合併前の旧４町に設置する場合**は、総量規制の例外としている。

（参考）障害福祉サービス等における計画と指定の関係

○　都道府県等は、基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の見込み量を設定した障害福祉計画・障害児福祉計画を作成する。

○　都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる（いわゆる総量規制）。

対象サービス等

H18年度～　生活介護、就労継続支援B型、障害者支援施設
H29年度～　就労継続支援A型
H30年度～　児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※対象サービスは省令で規定

事業所等から指定申請があった場合に、以下の（1）・（2）のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

（1）既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域における当該サービスの量※1（実績値）　≧　都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要な量の見込み※2

※1　障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数
※2　障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

（2）その他、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

（参考）地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

○　市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。

○　この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和６年４月から、**

・**市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること**

・**都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと**

をできることとした。

スキーム

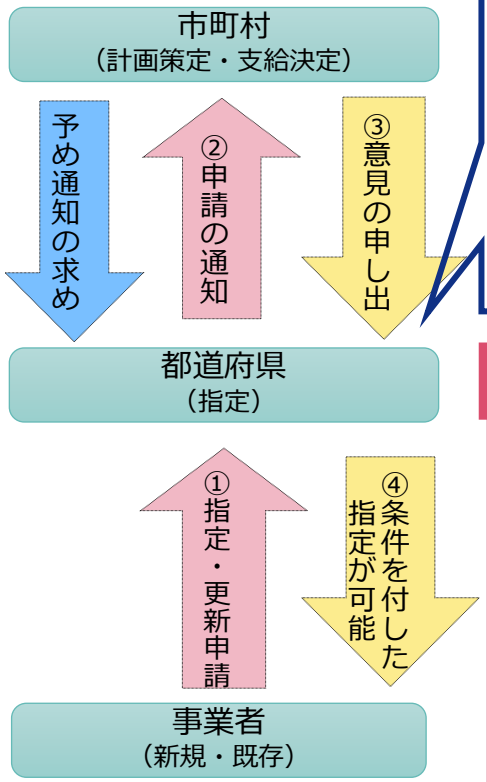

想定される条件（例）

⑴　市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、**事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求める**こと

⑵　市町村の計画に**中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進める**こと

⑶　**サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供**すること

⑷　計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加する**こと

制度の活用について

○　**都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。**

○　**指定都市及び中核市においても、**市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、**事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。**

○　なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。

・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること

・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

共同生活援助を総量規制の対象サービスに追加することについて（案）

- 以下の理由から、**共同生活援助（グループホーム）を総量規制の対象サービスに追加**することとしてはどうか。

① 近年、事業所数が急増しており、地域によっては、そのニーズに比して供給が過剰になっている可能性が考えられること

※ 共同生活援助の事業所数の伸び

	R６第一四半期 ➔ R７第一四半期	R５ ➔ R６	R４ ➔ R５	R３ ➔ R４
共同生活援助【合計】	6.03%	6.91%	8.86%	10.89%
介護サービス包括型	5.67%	6.63%	8.28%	10.71%
日中サービス支援型	23.96%	26.55%	37.78%	56.79%

② 専門性が明らかに低いと思われる事業者であっても、指定要件を満たしていれば指定せざるを得ない状況であり、支援の質の確保を図る必要があること

③ 指定権者（都道府県等）へのアンケート調査でも、総量規制の対象に加えた方がよいサービスとして、「共同生活援助」と回答した割合が最も高いこと

- 一方で、総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、設けられている仕組みであり、**あくまで指定権者にその裁量がある**（「指定をしないことができる」）。このため、総量規制を発動できる場合であっても、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等の個別ニーズについては例外的に取り扱えるよう、運用方法（P4）を周知し、**こうした方々の受入れに支障がないようにする**。

  - 共同生活援助が重度障害者等の地域移行に必要不可欠なサービスであること等を踏まえ、基本指針の別表第一の四の「共同生活援助」の項目中「さらに、当該利用者のうち、強度行動障害･･･を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について、個別に利用者数の見込みを設定する**よう努めること**」と改正することで、自治体の一層の取組を促す。

指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン(案)

社会保障審議会障害者部会
第151回(R7. 10. 20)　資料１

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

① 新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
② 自治体の指定･指導事務担当者の知識･経験不足を補完し、運営状況を把握するための負担軽減になるチェックツール等の開発･提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

▶▶▶・先々の運営に関して疑問が残る場合でも、指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない等の課題

・就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が３年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多いという課題

ガイドライン

✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができているか

自治体の指定・指導業務の適切な実施

就労継続支援の質の確保

①新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査　等

②運営状況の把握

通常の運営指導の主眼事項・着眼点 ＋

生産活動・会計状況の実態把握

✓「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
✓生産活動の実態　✓会計情報の確認　✓工賃・賃金支払い状況の確認

【生産活動シート】

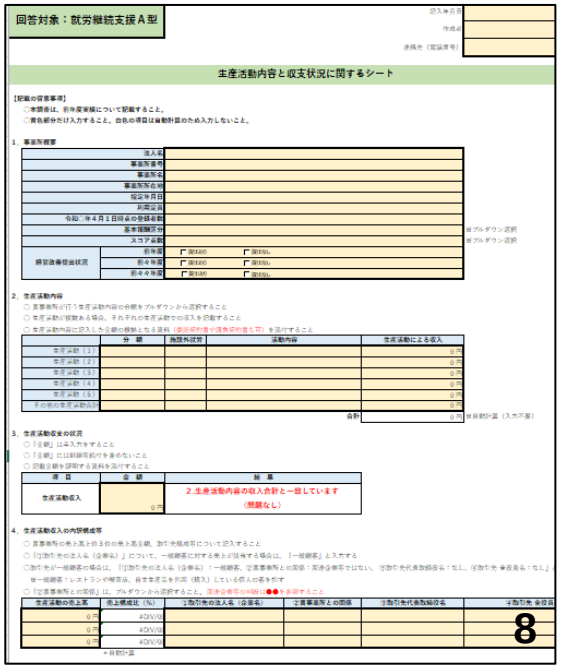
回答対象：就労継続支援Ａ型

生産活動内容と収支状況に関するシート

共同生活援助（グループホーム）の質の確保に向けた今後の取組

◎**障害者総合支援法改正法施行後３年の見直しについて**（令和４年６月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

○　（略）グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

◎**令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について**（令和５年12月６日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

③　共同生活援助における支援の質の確保

○　グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

＜今後の取組＞

１．共同生活援助における支援に関するガイドライン

- 令和６年度障害者総合福祉推進事業により、共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（案）を策定。**守られるべき最低限の基準**を提示。
- 令和７年度障害者総合福祉推進事業において、ガイドライン（案）を活用した**モデル研修を試行的に実施**した上で、今年度中に**厚生労働省として正式に策定・公表**する予定。
- 今後、ガイドラインに基づいた自己評価等を行うことを**基準省令の解釈通知に位置付ける**ことも検討。

２．共同生活援助の管理者や生活支援員・世話人に係る要件

- １．のモデル研修をもとに共同生活援助の**管理者向け研修を創設**し、その**受講を管理者の要件**とすることを検討。あわせて、共同生活援助の**管理者の実務経験要件**を導入することについても検討。
- 共同生活援助の生活支援員・世話人が障害者支援に関する基礎的な知識を習得することができるよう、今後、**研修カリキュラム等の開発**を検討。

共同生活援助ガイドライン（案）について

概　要

グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

ガイドライン（案）の概要

➢ 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載

- 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
- 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
- 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
- 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
- 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

（別添資料）

- 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

【自己チェックシート】

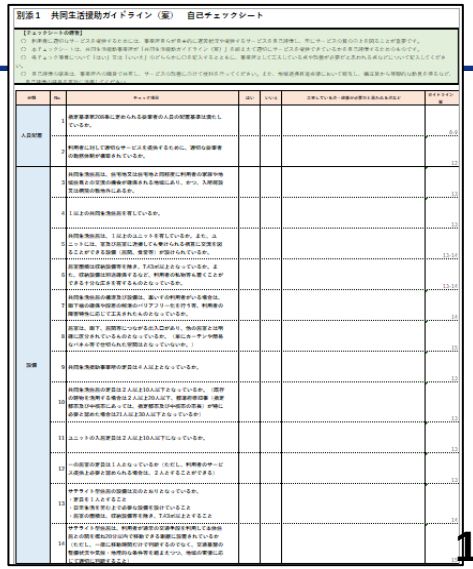
別添1　共同生活援助ガイドライン（案）　自己チェックシート

ガイドラインを活用した質の確保への取組

- 基準省令第210条の５第５項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
  - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

（参考）共同生活援助における支援の質の確保等に向けた取組イメージ

【指定共同生活援助の取扱方針（基準省令第210条の５）】

共同生活援助ガイドライン

- 共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準
- 自己チェックシートを活用して自己評価を行い、その内容を公表

【地域との連携等（基準省令第210条の７）】

地域連携推進会議（第２１０条の７第２項、第４項）

- 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者等により構成
- おおむね１年に１回以上開催
- 運営状況の報告や必要な要望や助言等を聴く機会を設ける
- 会議における報告、要望、助言等の記録を作成し、公表

指定共同生活援助事業所への訪問（第２１０条の７第３項）

- 地域連携推進会議の構成員が全ての共同生活住居を見学（外部の目を入れて透明性を確保）
- 住居ごとにおおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設ける

【自己チェックシートの活用例】

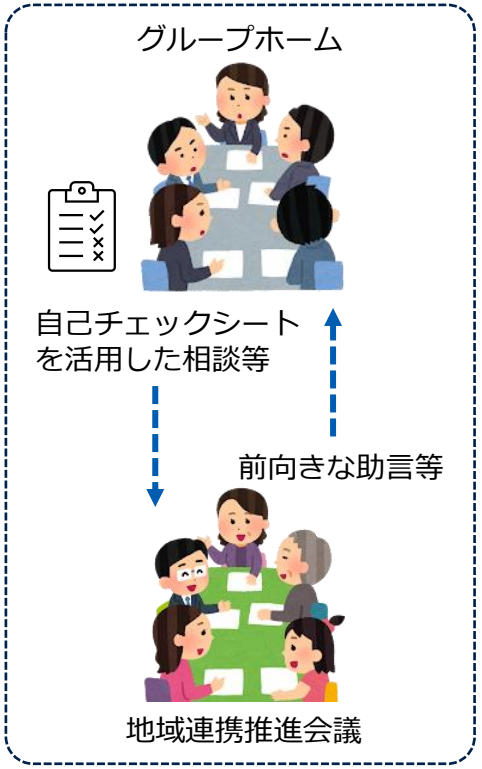

＜地域との連携・運営の透明化を通じた支援の質の確保（取組例）＞

- 経験の浅い指定共同生活援助事業所が、地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所を見学したり、その事業所の地域連携推進会議に参加
- 地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所が、経験の浅い指定共同生活援助事業所の地域連携推進会議に「共同生活援助に知見を有する者」として参画
- 指定権者だけでなく、事業所が所在する市町村や（自立支援）協議会等からも経験ある事業者を紹介